

質問に対する回答について  
工事名) 秋田自動車道 土渉工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割掛対象表参考内訳書</li> </ul> <p>工事用機械分解組立費（土工関係）において、リッパブルドーザ 21t を 1 台-1 往復計上されますが、軟岩、硬岩の掘削箇所は 2 箇所あり（横手川橋 A2～相野々川橋 A1、土渉橋 A2～土渉トンネル）その間は自走できません。リッパブルドーザは 2 台-1 往復ではないでしょうか。</p>	<p>割掛対象表参考内訳書は、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第 1 条にいう設計図書ではございません。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではございません。</p> <p>従いまして、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割掛け対象表参考内訳書</li> </ul> <p>工事用機械分解組立費（土工関係）において、ブルドーザ 32t が計上されていませんが、本工事においてはブルドーザ 32t を使用しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>割掛け対象表参考内訳書は、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第 1 条にいう設計図書ではございません。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではございません。</p> <p>従いまして、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割掛け対象表参考内訳書</li> </ul> <p>油圧式杭圧入引抜機（硬質地盤専用）は質量 20t 以上ですが、共通仮設費に運搬費用の計上がありません。ご確認をお願いいたします。</p>	<p>単価項目 構造物掘削に含むものとしてお考えください。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図(4/12) 横手川橋下部工 24/64、58/64 横手川橋（上り線）A1、A2 橋台土留工詳細図</li> <li>・特記仕様書 P41、42</li> </ul> <p>設計図の数量表に撤去した鋼矢板について「スクラップ」と記載がありますが、特記仕様書によると「発生材仮置きヤードへの運搬」となっています。どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>横手川橋 A1、A2 橋台土留工について、撤去した鋼矢板のスクラップ品は、発生材仮置きヤードへ運搬するものとしてお考えください。</p>

5	<p>・設計図（5/12）相野々橋下部工 28～31/82 相野々橋（上り線）A1 橋台 土留工詳細図</p> <p>中古品の鋼矢板の引抜後の処理について、設計図、特記仕様書とともに記載がありません。スクラップ、発生材仮置きヤードへの運搬、どちらでお考えでしょうか。</p>	<p>相野々橋 A1 橋台土留工について、中古品の鋼矢板の引抜後の処理については、発生材仮置きヤードへ運搬するものとしてお考えください。</p>
6	<p>・数量明細書 3/25 ページ 通し番号 26 2-(7)構造物裏込め工 裏込め工 Bについて、流用土か購入土、どちらを使用するのでしょうか。函渠工、管渠工、下部工、附帯工、それぞれについてご教示ください。</p>	<p>金抜設計書 構造物裏込め工 裏込め工 Bにおける、函渠工・管渠工・下部工・附帯工の材料は購入材を使用するものとしてお考えください。 なお、購入材料は、土木工事共通仕様書 2-8-7 の基準に適合するものとしてお考え下さい。</p>